

令和5年度就業体験生（インターンシップ）実施要領

1 実施形態

一つの事業所において実習を行う就業体験で実地（対面）での実習を原則とします。

就業体験は、水資源機構の職員が学生を指導し、就業体験終了後、学生に対しフィードバックを行います。

2 就業体験期間

1週間（平日の5日間）を標準とします（1週間以上の長期の就業体験を希望される方はご相談ください）。

3 対象者

大学院、大学、高等専門学校、短期大学、専門学校に在籍し、理系（土木、機械、電気、建築等）の学科を専攻している学生で2025年3月卒業予定の者としてします。

4 目的

ダム・水路現場での就業体験を通じて、学校では経験できない専門分野や技術に触れていただき、学習意欲の向上や、進路・就職の視野を広げていただくことを目的としています。

5 実施時期・期間、場所、募集人数、就業体験の内容

別添資料「〇〇施設一覧」（PDF ファイル）参照。

6 日当

当機構の規程に基づいて支給します。

7 交通費

当機構の規程に基づいて支給します。

8 保険等

実習中における実習生の傷害等、関係他者（施設、人物、財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する保険（「学生教育研究災害障害保険」「インターンシップ等賠償責任保険」等）への加入を受入の条件とします。

9 申込み

就業体験申込書（ホームページからダウンロードしてください。）に必要事項をご記入いただき、担当者まで、メール等で送付をお願いします。学生本人からの直接申込みしていただいても結構ですが、事前に学校の許可を得てください。

当機構より問合せ等をさせていただく場合がありますので、就業体験申込書に学校担当者の氏名、連絡先等の記入をお願いします。

10 申し込み期限

令和5年6月30日（金）までとします。

11 インターンシップ受入実績

令和2年度 37人

令和3年度 28人

令和4年度 52人

12 問合せ

不明な点や質問等がありましたら次の担当者まで問合せください。

13 担当者

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

独立行政法人水資源機構 インターンシップ担当

電話：048-600-6586

FAX：048-600-6588

担当者：加世田（かせだ）、沼田（ぬまた）

E-mail：JWA_internship@water.go.jp

14 その他特記事項

- ・本就業体験は、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において整理された「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組」のうち、「タイプ3：汎用型能力・専門活用型インターンシップ」に該当します。
- ・採用活動開始以降に限り、本就業体験を通じて取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に活用する場合があります。

